

義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び 水準の維持向上に関する意見書

国は、2006年度から義務教育費国庫負担について、国庫負担率を2分の1から3分の1に縮減しました。

従来、この制度は、子ども一人ひとりの教育を受ける権利を保障し、教育水準・機会均等を保つため、地方公共団体の財政能力によって格差が生じないように法制化されたものです。減額分は、2006年度は所得譲与税として、2007年度以降は個人住民税として税源移譲されることとなりましたが、私どもの試算によると、現状の国庫負担金と比べ、4.3%（8.9億円）下回ります。不足分は地方交付税で調整されることになっていますが、地方交付税自体、減少傾向にあることから、これまでの財源が確保される保障がありません。

また、今後も地方分権・地方行政の在り方の議論の中で、国庫負担率をさらに下げ「全廃」に向け論議が加速することも十分に考えられます。廃止された場合、多くの県では財源が確保できずに各市町村財政に影響を与えるのは必至であり、教育水準・機会均等の保障が困難になることは明らかです。

よって、義務教育費国庫負担制度の堅持、また、負担率を2分の1に復元することを強く主張します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年 6月28日

山梨県甲斐市議会

提出先

内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣